CNIPA など 8 部門、大学や科学研究機関の専利活用に向けた作業計画を公表

2024 年 2 月 6 日
JETRO 香港事務所

2024 年 2 月 4 日、国家知識産権局（CNIPA）など 8 部門[1]が連名で、「**大学および科学研究機関における既存専利の活性化作業計画**」（高校和科研机构存量专利盘活工作方案[2]）を公表した。

本計画は、「**専利転化運用特別行動計画（2023-2025 年）**」[3]（2023 年 10 月 国務院弁公庁）を実施し、大学および科学研究機関（以下「大学等」）の既存専利の活性化をしっかり行い、専利増加数を継続的に最適化し、専利の転化・産業化を加速するために策定された。

まず「全体要求」欄において、2024 年末までに、全国の大学等の未転化かつ有効な既存専利を完全カバーすることや、2025 年末までに、大学等の専利の産業化率・実施率を大幅に向上させて、それら専利の実質的な生産性への転換を促進する努力を行うこと等が挙げられている。

そして、主な任務として以下の 4 点を挙げている。

1．包括的な目録、大学等の既存専利の基本 DB（データベース）の構築

＜国家専利導航総合サービス PF（プラットフォーム）[4]の役割＞

✓ 基本 DB を構築、大学等に特別なアカウントを割当て、大学等の目録作成を支援

＜大学等の役割＞

✓ 2023 年末時点で授権済みの既存専利の包括的な目録を作成（2024 年以降は適時）

✓ 発明者による自己評価や大学等による集中評価等の方式を採用し、技術成熟度・産業化見通し等の要素を総合判断して、市場ニーズや経済価値の高い専利を選別

✓ 譲渡・ライセンス等の転化の意思や実施状況を登録して専利転化資源 DB を形成

---

1 教育部、科学技術部、工業情報化部、農業農村開発省、国家衛生健康委員会、国務院国有資産監督管理委員会および中国科学院。

2 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/2/4/art_75_190164.html

3 JETRO レポート「国務院、専利の転化運用の活性化に向けた 2025 年までの計画を発表」（2023 年 10 月）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20231023.pdf

4 www.patentnavi.org.cn

＜今後の予定＞

⇒　2024 年 6 月末までに、国家知識産権模範大学が登録作業完了

⇒　2024 年末までに、全国の大学等が登録作業完了

2．市場評価、専利転化資源 DB の充実・改善

＜国家専利導航総合サービス PF の役割＞

✓　大学等が形成した DB をまとめて国家専利転化資源 DB を構築し、全省に共有

✓　産業分野別の専利評価専門家 DB を構築し、全省に共有

✓　産業分類や技術分類に基づき大学等の転化可能な専利データを企業に提供

＜企業＞

✓　自己評価、または、DB 内の専門家による評価を行い、その評価結果を PF に回答

＜各省知識産権局の役割＞

✓　管轄下にある企業の組織や指導、企業の PF への登録、専門家の DB への登録

＜今後の予定＞

⇒　2024 年 4 月末までに、専利評価専門家 DB の構築完了

⇒　2024 年末までに、全地域における企業の評価を基本的に完了

3．政策分類、高価値専利の実施・転化の推進

✓　DB を活用した定期的なマッチング、重点産業の高価値専利について大学等によるパテントプール構築運営の参加推奨、複数許諾が適する専利の開放許諾実施等

＜今後の予定＞

⇒　2024 年 6 月末までに、全省が高価値専利プロジェクトを選抜し重点的に推進等

4．正確なマッチング、市場ニーズに応じた専利増加の最適化

✓　大学等による出願前評価制度の確立、非正常専利出願行為への厳格な規制等

✓　科学研究費助成プロジェクトを実施する者は、正当な理由なく認定後 5 年以上未実施の専利について、国家が無償で実施し、または、企業およびその他の主が有償若しくは無償で実施することを許諾できることを宣言しなければならない[5]。

（以上）

[5] JETRO レポート「CNIPA など 6 部門、科研費助成プロジェクトの専利活用に向けた実施計画を公表」（2024 年 1 月）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240124.pdf